パリ大学における托鉢修道会問題(承前):その制 度史的考察

大嶋,誠

https://doi.org/10.15017/2231031

出版情報: 史淵. 117, pp. 157-188, 1980-03-31. 九州大学文学部

バージョン:

権利関係:

パリ大学における托鉢修道会問題 (承前)

---その制度史的考察---

大嶋

誠

じめに

は

との対立事件は、カトリック教会全体に当時みられた反托鉢修道会運動の一環であるが、この研究を通じて、当時のとの対立事件は、カトリック教会全体に当時みられた反托鉢修道会運動の一環であるが、この研究を通じて、当時の パリ大学――ひいては、中世の大学全般――の制度的解明に資するところ大である。本稿は、この観点に立ち、 一二五〇年代のパリ「大学」で展開された在俗教師(maîtres séculiers)と托鉢修道会(ドミニコ会、フランシスコ会)

かの問題点を解明したいと思う。

学」側の主張する原理であり、 た。その結果、教皇は自らの手になる法を「大学」に強要し、さらにそれに対して在俗教師の抵抗を呼びおこした。 が「大学」すなわち教師共同体の構成員であるならば、「大学」の法と決定とに服さねばならない、というのが「大 「大学」から追放された彼らを、 この図式から設定される問は、根本的には「ウニヴェルシタス」としての「大学」が「諸利権」をいかに行使し得 「パリ大学」と托鉢修道会との対立は、托鉢修道会系神学教師の「大学」における地位をめぐって争われた。 彼らはこれに 抵触すると みなされたのである。「大学」の法に 従わなかったが故に ローマ教皇は在俗教師に命じて「大学」に復帰させんとし、在俗教師は当然抵抗し

五七

つかの個別的な事実関係では彼と解釈を異にしている。 る。また、レフ G.Lerr 、コバン A.B.Cobban はラッシュドールの結論を大筋において 受け入れているが、 いく(゚ッ) と主張した。最近ではデュフェイユ M-M.Duren が、----必ずしも制度史的関心を中心としてではないが----型化されたと指摘する。彼はさらに、パリ大学と教皇との関係については、パリ大学にガリカニズムの種がまかれた の連合が推進されたこと、財政制度が整備されたこと、学部ごとの投票による学部ごとの決定という慣行が公認、定 修道会問題について 詳細な事実関係を究明し、 いくつかの点において ラッシュドール とは異なる見解を提示してい を及ぼしたであろうか。また、との事件は、教皇とパリ「大学」との間に、いかなる関係を生じさせたであろうか。 たかという点にある。この事件は明きらかに在俗教師の結束を促したが、その結果、「大学」の組織にいかなる影響 「大学」の権利の発現、共同体意識の昂揚の機会となったことを主張し、その過程で、神学教師団と自由科教師団と 如上の考察に際して、我々は今日なおラッシュドール H.RASHDALL を無視し得ない。 彼は托鉢修道会との抗争が

を主張したとしても、そのさいには、ローマ教皇の行使する権利による制限を甘受せざるを得ない。 ば、 「ウニヴェルシタス」一般のそれとして理解させる契機となる。パリ「大学」が、固有の権利とそれらの権利行使 法制史的アプローチには ミショー・カンタン P.MICHAUD-QUANTIN の成果を取り入れる必要がある。 彼によれ 「大学」とは「ウニヴェルシタス」の典型である。パリ「大学」と托鉢修道会の係り合いは、パリ「大学」の権利を(ギ)

ら、一二五七年 —— これは 制度上の対立が一応の 終息をみる 時期である —— までに限定し、 研究の現状をふまえつ つ、パリ大学における托鉢修道会問題の制度史的側面を再検討する。 本稿は、対象とする 期間を一二五二年 —— とれは在俗教師と 托鉢修道会との 対立が顕在化した 時期である

飪

(1) 例えばコンガールは、一三―一四世紀の托鉢修道会士と在俗聖職者の対立を六の時期に区切り、その最初を、パリ大学におけ

ecclésiologiques de la querelle entre mendiants et séculiers dans la seconde moitié du XIIIe siècle et le début du 賢二郎編『知識人層と社会』、九三―一六四頁がある。 Cf. P.GLORIEUX, Prélats français contre religieux mendiants, autour de la bulle "Ad fructus uberes" (1281-1290). 活動形態に関する教義上の論争をとり扱う。 邦語文献としては、田中峰雄「形成期のパリ大学と托鉢修道会」、會田雄次・中村 dans Revue d'Histoire de l'Eglise de France, t. XI (1925), p. 309. この観点に立つ研究は、主に托鉢修道会の存在、 XIVe siècle, dans Archives d'Histoire doctrinale et littéraire du Moyen Age, t. XXVIII, année 1961, p.44-52)° る托鉢修道会士の 地位をめぐっての 対立が生じた 時期(一二五二—一二五六年)においている (Y.M-J. Congar, Aspects

- (a) H.RASHDALL, The Universities of Europe in the Middle Ages, new ed. by F.M. POWICKE and A.B. EMDEN, vol. I (以下、巻数は記さない), Oxford, 1936. chapter V. 特に p. 370以下。
- (m) M-M. Dufell, Guillaume de Saint-Amour et la polémique universitaire parisienne 1250-1259. Paris, 1972.
- (→) G.Leff, Paris and Oxford Universities in the Thirteenth and Fourteenth Centuries, London, 1968; A.B. COBBAN, The Medieval Universities, London. 1975.
- (10) P.MICHAUD-QUANTIN, La conscience d'être membre d'une universitas, in Miscellanea Medievalia, Bd. III (1964),
- (φ) Idem., Le droit universitaire dans le conflit parisien de 1252-1257, dans Studia Gratiana, VIII (1962), p.579-599 ment communautaire dans le Moyen-Age latin, Paris, 1970 [以下, Universitas と略記する] に負うところが大きい。 させる。この意味においても、本稿は、ミショー・カンタンの本論文、および同著者の Universitas, Expression du mouve-るパリ大学の直属機関化が、教皇の大学理念という抽象論においてではなく、法を通じての具体的なものであった こ とを 理解 〔以下、Le droit universitaire と略記する〕。 ミショー・カンタンのこの研究は、いわゆる教皇のパリ大学支配、教皇によ

Ⅰ 托鉢修道会系神学教師の「大学」追放

(一) 神学教師団規約(一二五二年二月)

パリ大学における托鉢修道会問題(承前)(大嶋)

化する教令が一二五〇年に発せられたこと、などである。 事会文書局長(cancellarius、以下カンケラリウス)の教授免許 licentia docendi 交付に関して有していた 諮問権を空洞 系神学講座の増加傾向と在俗神学教師の退潮傾向が重なっていたこと。엤パリでは、在俗神学教師が司教座聖堂付参 ある。との規約の制定の事情については、すでに論じたところであり、ことでは、その要点のみを記す。例托鉢修道 会系学教師(とりわけドミニコ会のそれ)は、 その者が当該修道会の教育機関で教育をうけ、 自由科においても 神学に ついても、規定の修学課程を経ずして神学教師となったが故に、大学において変則的な地位にあったこと。回修道会 一二五二年二月に制定された神学教師団規約は、パリ大学の在俗教師と托鉢修道会との対立を顕在化させた文書で

forma に則らねばならない。 をもって満足すべきであるとの規定においてである。 第二に、 神学教師となる者に 課せられる 修学課程が定められ た。とれが明示されたのは、爾後、パリに collegium を持たない修道会の成員は、パリの神学教師の consortium の 一員となることを認められないとの規定、各修道会の collegium は一人の講座担当教師 magister regens と一講座 『神学命題集』 を講義することが義務づけられ、 また、 従って、神学教師団規約は、 以下の二点を目的とした。 第一に、 修道会系神学講座の増加を 阻止することであっ 神学のバケラリウス baccellarius が教師職に就くには、 神学教師となるには、教皇によって承認された大学の手続 講座担当教師の下でいくつかの〔聖書〕註解書および

ラリウスの神学教授免許交付に対して、在俗教師の諮問権の行使を法文化したものである、と解することができるの 要求であった。修学課程の規定は、それが、大学の権威によって実施される教育内容の確定であるとともに、 策に対する対抗措置であったし、すでに二講座を得ていたドミニコ会にとっては、既存二講座に対する一講座削減の 修道会系講座の制限規定は、 デュフェイユの述べるごとく、フランシスコ会にとっては、彼らの第二講座獲得の画 カンケ

される。規約の最後段には、これらの内容をもつ規約の制定は、ローマ教皇の権威 reverentia et obedientia にもと(==-) 許を交付されても教師の consortium に加えられず、その者がすでに教師であれば、教師の consortium から除名 一二五二年の規約はさらに、当該規約に服さぬ者に対する罰則を課し得た。その者がバケラリウスであれば教授免

づいてなされた行為であることが記された。

た権利であったと言える。のちの事件の展開をも含めて、「大学」は、自らの権利に依拠して托鉢修道会系教師を追 は「ウニヴェルシタス」の基本的属性であるとともに、インノケンチウス三世以降、歴代教皇によって承認されてき 先任者が承認したところの「大学」の権利を「大学」が行使することに悩まされることになる。こ の 意 味 で、パリ 放したのであり、彼らを「大学」に復帰させるべく尽力したインノケンチウス四世、アレキサンデル四世は、彼らの 「大学」における托鉢修道会問題は、「大学」がその誠実な育成者の手にかみついた事件でもある。 これは、パリ「大学」が「ウニヴェルシタス」の権利を行使した最初の反托鉢修道会運動であった。これらの権利

しかし、彼らは大学から追放されることはなかったし、また大学の総会に出席しつづけていたと思われる。 一二五二年二月の神学教師団規約に、托鉢修道会に属する教師は当然ながら同意しなかったのは明きらかである。

(二) 托鉢修道会系教師の「大学」追放

け、 リウス九世が「Parens scientiarum」において承認した特権であった。だが、二名のドミニコ会所属の神学教師エリ 義停止 cessatio に訴えて、この外部からの不法行為に対処することに決定したのである。この講義停止は、グレゴ プ・オーギュストによって学徒に与えられた特権を侵犯したことは明白であった。パリ「大学」の教師と学生は、講 一二五三年の四旬節中の某日、 パリの街頭で 四人の 学生と 彼らのうちの一人の侍僕が夜簪 vigiles から暴行をう その結果、一人が死亡し、他の者も事由なく投獄され、乱暴を加えられた。との事件は、一二〇〇年、フィリッ

Guillaume de Meliton は講義停止への参加を拒否した。その結果、 ー・ブリュネ Hélie Brunet、ボンノム Bonhomme およびフランシスコ会所属の神学教師ギヨーム・ド・メリトン ロベール・ド・クールソンの規約の規定に従っ

て、彼らは、破門に処せられたのである。

tiers が、加害者の二名に死刑、他の者にパリ追放という処罰を下し、一応の結着をみることになる。 学生に対する暴行事件は、兄王ルイ九世の十字軍出征中の摂政アルフォンス・ド・ポワチィエ Alphonse de Poi-

処分をうける。団これらの規定の遵守を宣誓によって誓約せぬ者は、「大学」からの追放、破門という処分の対象と ケラリウスは永久に教師の consortium に加入することはできない。また 講義停止期間中に受講する学生も同様の 正当な事由によって 講義停止を決定 したとき、 その間に incipium を行なおうとしたり、 講義を再開せんとするバ 師は主宰 してはならず、誓約せず教師となった バケラリウスは、〔「大学」の〕教師とはみなされない。臼「大学」が 密事項および討議内容をもらしてはならない。仢これらの事項の遵守を誓約しないバケラリウスの principium を教 た教師でなければ、教師の collegium ならびに consortium Universitatis への加入は認められない。向大学の秘 regatio magistrorum、あるいわ当該学部の三名の教師の前で、教皇によって承認された規約と特権の遵守を誓約し る同様の事態に対処すべく規約を制定した。それは次のような内容をもつものであった。例教師の総会 plena cong-パリ「大学」は、その構成員とみなされた者が「大学」の決定に従わないとの事態を経験し、将来、再び起こり得

教師は、すでに自由科教師となるさいに、類似の内容をもつ規約の遵守を宣誓していた。との観点に立てば、 三年の規約の制定は、ひたすら托鉢修道会系教師と学生とを対象として行なわれたということになる。 一二五三年の「大学」規約に関して、ラッシュドールによればその規約は目新しいものではなく、上級学部の在俗

講義停止への参加を拒否した三名の托鉢修道会系神学教師は、この規約の遵守を宣誓しなかった。後日の教皇文書

二年の神学教師団規約に規定された講座削減の規定の撤回を条件に、一二五三年の規約への服従の意を示したが、そ あった。一方、大学側の文書――そとではフランシスコ会についての言及はないが――によればドミニコ会は一二五 約への宣誓を要求しても、彼らは権利として宣誓を拒むととができる。三名の托鉢修道会系神学教師は、インノケン(2) の規定が撤回されなかったため、規約への宣誓を拒否した。彼らの宣誓拒否の根底的な理由は、彼らが修道士であって。 たことに求められる。即ち、彼らは、誓願を通じて、「大学」とは無関係な上位者に服するのであり、彼らに大学規 によれば、彼らの宣誓拒否は、彼らが、宣誓を行なうには教皇座の許可が必要であると考え、問い合わせのためにで

(三) インノケンチウス四世の介入

チウス四世に訴え出た。

第一のものは、七月一日、パリの教師と学生宛に発した「Amena flore」である。そのなかで、教皇はドミニコ会 一二五三年七月以降に、インノケンチウス四世はパリ大学の問題に言及する教勅を発した。

発せられた講義出席禁止令の撤回を命じ、この命令が実施されるか否かの監視をエヴルー司教ならびにサンリス司教 に命じた。これら両司教は教皇の命令が実行されない場合には、パリの教師、学生に破門を宣告することが許されて らの講義に列することを禁じたことを非難した。彼はついで追放された神学教師の「大学」への復帰、学生に対して とフランシスコ会が教皇に訴えるに至った経過を述べ、ついで、上述三名の神学教師を「大学」が追放し、学生が彼

要請に答えて、インノケンチウス四世は、「大学」との対立事件のさなかに破門された両修道会士を赦免する権限を に 第二の教勅は七月二一日に、パリのドミニコ会修道院(聖ジャック修道院)長 フンベルトゥス・デ・ロマニスならび パリのフランシスコ会修道院の gardien ジョフロワ・ド・ブリ Geoffroy de Brie に宛られたもので、

たのである。

彼らに与えた。

と、である。 との間で直接和解が成立しない場合には、 双方の procuratores が教皇の裁定をうけるべく 教皇庁に 出頭すべきこ と、彼らが迫害されてはならぬこと、また、一二五四年の聖母被昇天の祝日(八月一五日)までに、大学と托鉢修道会 学教師団規約が制定される以前の、自由にして平穏な状況の下に托鉢修道会に所属する教師・学生が置かれるべきと 八月二六日に発せられた第三のものは、再びパリの教師と学生に宛られた。そこにもられた命令は一二五三年の神

て表記されたごとく「特に考慮して」 ad cautelam 解除したのではないだろうか。 て」de speciali gratia という表現は、 教皇が「大学」のとった処置の正当性を 承認しているが故に用いられた表現 的に托鉢修道会の側に立って問題を処理したものだったであろうか。七月一日付教勅にみられる「特別の配慮をもっ ではないだろうか。教皇が、上述三名の神学教師の破門を解除したとしてもその違法性の故にではなく、教勅におい 一二五三年夏にとられた インノケンチウス四世の一連の措置は、 モルティエ R.P.Mortier の言うように、一方

大な貢献をなした人物であるだけに重要である。 この疑問は、インノケンチウス四世が、ボロニアの著名な法学者であり、「ウニヴェルシスタ」法理論の形成に多

事会員マギステル・リュック Magister Luc に委託して行なったものである。これに対して「大学」は、新学期の開 宣誓をもってその遵守を誓約した「大学」規約をひるがえすこともしなかった。そのため、七月一日付の教書にもと 旨を告示した。そして、そのさい、――大学側の言うところでは――その告示に赴いた「大学」のベデルスが暴行を 始にあたり、学生が托鉢修道会系神学教師の講義に出席することを禁じ、これらの教師が「大学」とは無関係である づく「大学」に対する suspensio が下された。その執行は、 これを命じられたエヴルー司教がパリ司教座聖堂付参 在俗教師たちは、インノケンチウス四世の托鉢修道会系神学教師の「大学」復帰命令をうけ入れず、また、 彼らが

ていたのである。 うけるという事件が生じた。さらに、前述のマギステル・リュックは、在俗教師の間に分裂をもたらすべく、両策し

(四) 「マニフェスト」(一二五四年二月)

事件の真偽については、疑問の点も少なくない。しかし、そうした留保をつけた上で、これは、一二一七年のドミニ(**) り、 risius studentium が、キリスト教界のすべての高位聖職者、 参事会、 学徒に宛て発したものである。 この 「マニ コ会のパリ進出から一二五三年までの期間に、パリ「大学」と托鉢修道会との間に生じた事件を要約して記述してお フェスト」は、托鉢修道会との対立に関する「大学」側の言い分を主張したものである。従って、そこに記載された 事件の展開を把握するための重要な史料である。 わゆる「マニフェスト」は、 一二五四年二月四日、パリ「大学」 Universitas magistrorum et scolarium Pa-

教師がこれまでにとってきた行動は正当であり、托鉢修道会系神学教師の振舞いは、「大学」の権威に対する反抗で であるから、その運営は在俗教師によってなされねばならないという点を強調し、従って、この点からすれば、在俗 この「マニフェスト」において、「大学」側は、「大学」という組織がそもそも在俗教師によって形成されたもの

よって、司牧活動において、彼らと競合関係にあり、彼らに対して不満を抱いていた在俗聖職者をまき込もうとした して教皇の権威をふりかざすことが不得策であることを理解し、托鉢修道会士を「大学」への闖入者と断ずることに にまで広げた。これは、「大学」がインノケンチウス四世の態度から、この問題の処理に、「大学」の特権の裏付と キーン Mckeon によれば、「大学」は「マニフェスト」を通じて、托鉢修道会に対する抗議活動の範囲を在俗聖職者 我々は、また、この「マニフェスト」を通じて、托鉢修道会問題に対処する「大学」の方針を見い出し得る。マッ

パリ大学における托鉢修道会問題(承前)(大嶋)

フランスの司教のなかから、「大学」を支持する者がでて来ることは、十分に予想されたところであった。(※) ものである。事実、フランスのいくつかの司教座聖堂付参事会から托鉢修道会への抗議がなされていたととからも、

ドゥエ Eudes de Douai の四人によって構成されていた。 彼らは、五月初旬、 インノケンチウス四世が逗留中であ る。 Amour、クレチアン・ド・ボーヴェ Chrétien de Beauvais ローラン・ラングレ Laurent l'Anglais、 ウード・ド・ 事前の活動を行なわせた。 う方法から、 ったアシジに 到着した。procuratores の派遣費捻出 のために、「大学」が採用した 分担金を教師・学生に課 すとい つづいて「大学」は、来るべき教皇裁定にそなえて、指定された時期よりも早く procuratores を教皇庁に派遣し、 この時期のパリ「大学」の制度や財政についての 知見を得ることが できるが、 それについては後述す 「大学」の procuratores は、ギョーム・ド・サン・タムール Guillaume de Saint-

庁での活動後、教皇の托鉢修道会に対する政策に変更がみられるようになり、同修道会の活動に制限が加えられると 俗聖職者の間に生じていた不満を鎮静化させることに関心をもっていたので、ギョーム・ド・サン・タムールの教皇 とになった。 ギョーム・ド・サン・タムールらの教皇庁における活動は、「大学」の問題に関するのみならず、托鉢修道会の司 | 教義に関する問題にも及んでいた。当時、インノケンチウス四世は、托鉢修道会の権利行使にともなって在

構成員に義務づけられるという内容をもっていた。七月一五日、八月三一日の日付をもつ他の二通は、 の活動費(三〇〇リーヴル・トゥルノワ)の借入れを許可し、 その金額を「大学」の教師、 学生が 分担金をもって 支払 あった。それは、権限を委託された教師によって作成された規約の遵守が使徒の座の権威によって、すべての「大学」 四七年三月二日付で インノケンチウス四世がパリ「大学」に発した 教勅「Quociens pro communi」の 確認文書で パリ「大学」の問題に言及する教勅が一二五四年七月から八月にかけて三通出された。七月四日付のそれは、一二 procuratores

うこと、分担金徴収権をロベール・ド・ドゥエ Robert de Douai とボーヴェの聖歌隊長に認めること、支払い不履

行者は破門に処せられること、を命じた。

鉢修道公系神学教師がとった行動を間接的に非難しているにしても、彼らと「大学」との関係について、何ら新しい(4) は一切の意思表示を行なわず、何らの決裁も下さなかった。パリ「大学」と托鉢修道会との間の問題は何ら解決され 法的措置をとったものではない。教皇による裁定が予告された聖母マリア被昇天の祝日にも、インノケンチウス四世 七月四日付の教勅は、「大学」の規約制定権と規約遵守強制権を再確認したにすぎない。それは、一二五三年に托

の「マニフェスト」以前には、facultates なる語が四「学部」を叨示しながら用いられたことはほとんどなかった。 れつつあったことを物語っていた。一二五三年の規約は、「大学」の最初の自律的規約であった。また、一二五四年 されており、従って、「大学」の実体とは、それらの集合体の連合体であると理解されるのである。このことは同時 のなかでなされる、との記載があるところから、「大学」は、「学部」、「ナチオ」といった別個の集合体から構成 った。「大学」の組織については、分担金の徴集が、各「学部」の枠のなかで、自由科に関しては各「ナチオ」の枠 って嗃矢とするが、爾後、「大学」が金銭上の必要に迫られるとき、この方法がくりかえし採用されることになる。 の出費 expensas unius septimanae に相当する額であった。 bursa についての言及は、この史料におけるのをも いて言及されている。この分担金はすべての教師、学生に課せられ、 その金額は bursa と呼ばれ、 各人の一週間分 procuratores の派遣と活動に要する費用として「大学」が分担金を徴集したことが、 二月の「大学」側史料にお この制度は、「大学」の財政状態や組織の形態について、次のような知見を我々に与えてくれるのである。財政状 当時、すでに組織化がすすんでいた「ナチオ」のみならず、「上級学科」の教師の組織、即ち「学部」も整備さ 「大学」は当時、共同の財源、収入源をもたず、担保として供し得る動産・不動産も所有していなか

これらの事柄を併せ考えれば、パリ「大学」の組織の整備は、托鉢修道会問題のインパクトによって促進されたと考

えることができよう。

- (7) 拙稿「パリ大学における托鉢修道会問題――ドミニコ会の大学進出を中心に――」、『史淵』第百十六輯(昭和五四年)、一四 三一一七四頁。
- (∞) Chartularium Universitas Parisiensis, éd. par H.DENIFLE et E.CHATELAIN, t. I, Paris. 1889 (réimprimée, Bruxelles, 1964). (以下、C.U.P. と略記し、巻数は記さない)、no. 200, p. 226-227.
- $(\infty \alpha)$ *I bid.*, p. 226, lignes 7-9.
- (∞-- \bigcirc) *Ibid.*, p. 226, lignes 13-16
- $(\infty \circ)$ *I bid.*, p. 226, lignes 17-21
- (∞-¬) *Ibid.*, p. 227, lignes 1-5.
- (∞--•) *Ibid.*, p. 227, lignes 5-6.
- (9) DufEIL, op. cit., p. 85.また、ドミニコ会にとって、各修道会のもつ神学講座に制限する規定は、遡及的効力をもたない決定で あり、現状にそれを適用するは、権限の乱用であると解された(*Ibid.*, p. 111)。
- (A) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 582.
- (1) ミショー・カンタンは、「ウニヴェルシタス」の機能を判断する基準の一つとして、裁治権 juridiction とこれに基づく自己 1973, p. 34-35) ° 件の一つとして、自ら内部規制を行なっていたか(規約の問題)をとりあげている(Les universités au moyen âge, Paris, 規制 statut をあげており(Universitas, p. 250, sq.)、ヴェルジェ J.VERGER は、「大学」の法人格を問うとき、その要
- (12) 一二○八年、インノケンチウス三世は、パリ「大学」の規約制定権とそれに服さぬ者の追放権を暗黙のうちに認め、一二一五 を確認した(MICHAUD-QUANTIN, Universitas, p. 54-55 および p. 265)。また後述するように規定制定権はインノケンチ 年のロベール・ド・クールソンの規約、一二三一年の「Parens scientiarum」は、規約制定権および罰則をともなうその強制権

- ウス四世より再確認されている。
- (3) LEFF, op. cit., p. 34.
- (4) 一二五六年四月どろドミニコ会総長フンベルトゥス・デ・ロマニス Humbertus de Romanis(彼は一二四四年から一二五四 年までフランス管区長としてパリの聖ジャック修道院を中心に活躍していた)が、オルレアンのドミニコ会修道院長に宛た書状 デ・ロマニスはその書状において、神学教師団規約が「秘密裡に」congregatione clandestina 定められたとも述べている。 のなかで、nolentes conscientiemetu dicta jurare statuta と書いている (C.U.P., no. 273, p. 310)。フンベルトゥス・
- (旨) RASHDALL, op. cit., p. 377 ねよび note 2.
- (4) Cf. C.U.P., no. 1, p. 59-61.
- (云) Ibid., no 79, p. 137-138:.....aut quod absit vel alicui vestrum injuria vel excessus inferatur enormis, utpote mortis vel membri mutilationis, nisi congrua monitione premissa infra quindecim dies fuerit satisfactum, liceat vobis sit vobis, nisi monitione prehabita cesset injuria, statim alectione cessare, s i tamen id videritis expedire. usque ad satisfactionem condignam suspendere lectiones. Et si aliquem vestrum indebite incarcerari contigerit, fas
- (当) Cf. P.GLORIEUX, Répertoire des maîtres en théologie de Paris au XIIIe siècle, 2 t., Paris, 1933-34 [以下以採 ンノム)、no. 304 (ギョーム・ド・メリトン)。 いて本書を引用する場合 M.T. と略記し、各神学教師に付された一連番号を記す)。no.~12(ェリー・ブリュネ)、<math>no.11(ボ
- (A) C.U.P. no. 20. p. 79: Ut autem ista inviolabiliter observentur, omnes qui contumaciter contra hec statuta nostra auctoritate vinculo excommunicationis innodavimus vel coram aliquibus ab Universitate constitutis presumptionem suam curaverint emendare, legationis qua fungimur venire presumpserint, nisi infra quindecim dies a die transgressionis coram universitate magistrorum et scolarium,
- (\Im) Ibid, no. 230, p. 255:.....ne similem rebellionem in aliquibus magistrorum experiremur imposterum, unanimiter duximus statuendum ut.....
- (21) Ibid., no. 219, p. 243. 本史料は、一二五三年に定められた規約に言及すると同時に、本文で述べた学生に加えられた暴行 以降の事件の展開をも記載している。
- (ဩ— a) Ibid., p. 243, lignes 5-11.

- (12-12) *I bid.*, p.243, lignes 11-12.
- (진—ㅇ) *Ibid.*, p. 243, lignes 16-19.
- (元─¬¬) *Ibid.*, p. 243, lignes 19-26
- (ဩ—e) *Ibid.*, p. 243, lignes 26-31.
- (A) RASHDALL, op. cit., p. 378.
- (%) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 584
- (A) C.U.P., no. 222, p. 247: Sed quia dicti fratres id sine conniventia sedis apostolice facere noluerunt,
- (3) lbid, no. 230, p. 255:....., nichilominus tamen suum renuerunt prestare consensum, nisi sub conditione pre-関して、フランシスコ会の動静を扱った邦語文献として、田中峰雄「パリ大学の対修道者闘争とフランチェスコ会」(『人文学 statuto, quantum in ipsis fuit, pertinaciter restiterunt et adhuc renituntur.なお、パリ大学における托鉢修道会問題に dicta de duabus scolis perpetuo concedendis, propter quam conditionem ratione iam dicta non acceptatam a nobis eidem 報』、第四七号、一七二―一九五頁がある。
- %) Cf. Dufeil, op. cit., p. 97.
- (\(\frac{1}{2}\)) C.U.P., no. 222, p. 247-248.
- 8) Ibid.,no. 224, p. 249.
- (A) *Ibid.*, no. 225, p. 250.
- R. Mortier, Histoire des maîtres généraux de l'Ordre des Frères Prêcheurs, t. I, Paris, 1903, p. 440-441.
- (중) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 585-586
- MICHAUD-QUANTIN, Universitas, p. 40-43: Idem., La conscience d'être membre d'une universitas, p. 11.
- (3) C.U.P., no. 230, p. 255-256.
- copis, episcopis, abbatibus, archidiaconis et aliis ecclesiarum prelatis, necnon capitulis scholaribus Universis 🗸 స్థాన్ 前註をはじめこれまでに引用した C.U.P. no. 230 がそれである。宛先を詳しく記せば、Reverendis in christo archiepis-
- (5) Dufeiil, op.cit., p. 105.
 (5) Michaud-Quantin, Le droit universitaire, p. 587.

- (%) P.MCKEON, The status of the University of Paris as Parens scientiarum: an episode in the development of its autonomy, in Speculum, XXXIX (1964), p.656-657. 田中峰雄、「形成期のパリ大学と托鉢修道会」、一一三—一一四頁参照。 するコンテクストにおいて理解されるであろう。 「マニフェスト」中の、「大学」は教会の礎であり、それがくずれれば建物全体がくずれるといった文章も、マッキーンの指摘
- (%) D.Douie, The conflict between the Seculars and the Mendicants at the University of Paris in the 13th Century, London, 1954, p. 7. Cf. P.GRATIEN, Histoire de la fondation et de l'évolution de l'ordre des Mineurs, Gembloux, 1928, p. 201-202 および note 2.
- (39) MICHAUD-QUANTIN,*Le droit universitaire*,p. 586-587 によれば、これらの procuratores は公訟代理人ではなく、単 なる「大学」側の代表者である。
- (4) DUFEIIL, op, cit., p. 116. Cf. P.GLORIEUX, Le conflit de 1252-1257 à la lumière du Mémoire de Guillaume de Saint-Amour, dans Recherches de théologie ancienne et médievale, XXIV (1957), p. 366.
- (41) MCKEON op. cit., p. 657.
- (42) DUFEIL, op. cit., p.115-116., DOUIE, op. cit., p. 7., MORTIER, op. cit., p. 446-448. インノケンチウス四世は最終 的に一二五四年一一月二一日付で教勅「Etsi animarum」を発し、托鉢修道会士の活動に制限を加えた (C.U.P., no. 240, p. 267-270, Cf. DUFEIL, op. cit., p. 127- 31.) °
- (\Perp) C.U.P., no. 237, p. 265.
- (4) Ibid., no. 169, p. 199: Cum igitur sicut accepimus quidam ex vobis ad tractanda negotia Universitatis vestre communiter deputati statut quedam, ordinationes et alia, que utilitati et honori vestro congrue noscuntur, certa studeatis inviolabiliter observare per apostolica vobis scripta mandantes, quatinus si est ita, statutae to rdinationes predicta ac alia provide ordinata pena et juramentis interpositis decreverint observanda, universitatem vestram rogamus, monemus et hortamur attente
- (4) *I bid.*, no. 238, p. 265., no. 239, p. 266.
- (4) A. van den Wyngaert, Querelle du clergé séculier et des Ordres mendiants à l'Université de Paris au XIII° siècle, dans France franciscaine, t. VIII (1922), p. 381.

- (4) C.U.P., no.231, p. 258-259.
- (🏖) Cf. M.Toulouse, La Nation anglo-allemande de l'Université de Paris des origines à la fin du XVe siècle,
- (4) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 588
- (50) 森洋、「パリ大学形式期の Facultas(一二〇〇-一二五〇)」、『史淵』、第百十五輯(昭和五三年)、一三八頁。

Ⅱ アレキサンデル四世と「大学」の権利

(|) 「Quasi lignum vitae」

なった托鉢修道会士の特権制限の決定を撤回した。 場を鮮叨に表叨した。一二月二二日には、「Nec insolitum」を発布し、前任教皇が「Etsi animarum」において行 Rinaldo di Segni がアレキサンデル四世として教皇の座に登った。 新教皇は登位後ただちに托鉢修道会支持の立 一二五四年一二月七日、インノケンチウス四世が他界し、一二日、フランシスコ会保護枢機卿リナルド・ディ・セ

二に、パリ「大学」の反托鉢修道会運動の指導者を糾弾し、彼らを孤立させ、その運動を終息させることである。 を復帰させ、「大学」を自らの定めに「法」に従わせることによって、その制度、機構を再編成することである。第 の基本的な方針とした。同教皇がとった具体的な措置は次の二点である。第一に、パリ「大学」に托鉢修道会系教師 での紛争の結果であると考え、在俗教師の煽動の結果であるとの認識に立ち、「大学」の服従をかちとるととを、そ からである。その問題に関して同教皇は、在俗聖職者の間に広範にみられる托鉢修道会に対する不満は、パリ「大学」 アレキサンデル四世のこの態度がパリ「大学」における托鉢修道会問題に及ぶのは翌一二五五年四月以降になって 一二五五年四月一四日、アレキサンデル四世は、パリ「大学」宛に教勅「Quasi lignum vitae」≪生命の樹のごと

く≫を発した。この教勅は、在俗教師と托鉢修道会士との対立事件に関して教皇が行なった裁定であるとともに、 ベール・ド・クールソンの規約、「Parens scientiarum」につぐ、ローマ教皇庁側が、パリ「大学」に課した「法」で

る。そして、前任教皇が行なうはずであった問題を解決すると述べたのち、アレキサンデル四世は、 「Quasi lignum vitae」は、その冒頭でパリ「大学」への讃辞を述べ、一二五三年以降の事件の経過を記述してい

学教師団規約、一二五四年の「大学」規約の規定に言及しつつ、次のような事項を定めた。

パリの神学講座について

であれ在俗聖職者であれ――前者の場合には、その者がすでに講座を保持する修道会に属するか否かによる差別なし 神学の教授免許の交付に関しては、グレゴリウス九世が定めた手続に則ることとし、カンケラリウスは、修道会士

に――教師志願者の適性のみを考慮して、教授免許を交付すること。また、カンケラリウスは、同一修道会に複数の

講座を与えることができる、とされた。

バケラリウスの実習授業について

かんで、免除され得る。実習授業はしかるべき公的な場所であれば、どこで実施されてもよい。(スーム) バケラリウスが行なう実習授業は、教師にならんとする者が通常行なうべき課程であるが、それも志願者の力量い

「大学」の構成員のなすべき宣誓について

誓だけに限定される。ただし、 特別な場合(例えば、「大学」の最大の利益に係る場合)には、 その秘密事項を漏らすこ とも許され得る。 「大学」が新たにその構成員とならんとする者に課す宣誓は、「大学」の討議の秘密を漏らさないという内容の宣

講議停止について

パリ大学における托鉢修道会問題(承前)

(大嶋)

とされる。 だし、講義停止が決定されるには、 神学部をはじめ他の学科の教師団に おいても 三分の二以上の教師の同意が必要 義停止を行ない得る。講義停止が決定されれば、在俗教師、修道会に所属する教師を問わず参加せねばならない。た 「大学」に対して不正がなされた場合、二週間以内に償いがなされなければ、あるいはまた必要とあらば即刻、 講

り、彼らを教皇の至上権にもとづいて de nostro potestatis plenitudo 「大学」に復帰させること。 その処分は、 彼らが一二五三年の規約への 宣誓の当否を問い合わせ中に なされたものであるが故に無効であ 「大学」から 追放された 托鉢修道会系神学教師(ことで言及されているのは二名のドミニコ会士のみである)につい

であると見做されるが、それについては後述することとし、ここでは、その規定が、講義停止を行なうさいの手続: 師昇進を正当化することにあったと推測されよう。臼の規定は「大学」側から、講義停止を実質的に無効となす規定 関して)に依らず、いわば変則的な修学課程を経て パリの神学教師となっていたと考えられる托鉢修道会系学生の教 習授業の免除規定が企図するところは、ロベール・ド・クールソンの規約に定められた修学規定(ここでは特に神学に の規定は、講座の設置、撤廃に「大学」の権利が及がないととを示したのである。向にみられる、バケラリウスの実 は、一二〇七年来の、パリにおける神学講座数の制限を、実質的に解除した規定と解すことが可能であり、また、そは、一二〇七年来の、パリにおける神学講座数の制限を、実質的に解除した規定と解すことが可能であり、 降「大学」が主張した修道会系教師の増加を阻止する、 という テーゼが否定されたのは 明きらかである。 条件を定式化した、ということを指摘するにとどめる。 「Quasi lignum vitae」の規定のなかで我々がまず注目すべきはイイトの規定であろう。ここにおいて、一二五二年以 との規定

学」に交付する規定によって、「大学」の決定事項が変更され、修正され、また制限をうけることを示したのであっ 止権など――自体を否定することはなかった。しかしながら、当該教勅は教皇が教皇の権威にもとづ いて パ 全体として言えば、「Quasi lignum vitae」は「大学」が行使した権利——規約制定権、構成員の追放権、講義停 リ「大

vitae」の規定事項の施行の任を両司教に与え、そのために、必要なあらゆる教会罰に訴えることを認めたのである。 受け入れるよう命じ、二週間以内にこの命令に従わない者は、そのこと故に officium と beneficium が停止される 通の書簡を送った。その一通はパリの神学教師に宛たもので、彼らに托鉢修道会に所属する教師を consortium 旨が述べられだ。他の一通はオルレアンおよびオーセール司教に宛られており、そのなかで教皇は、「Quasi lignum アレキサンデル四世は、「Quasi lignum vitae」において規定された事項が遵守されるべく、その発布と同時に二

(11) 「Radix amaritudinis」

応を我々に知らせる史料は、一〇月二日付の教皇宛の文書「Radix amaritudinis」である。 パリ「大学」が「Quasi lignum vitae」を受け取ったのは六月はじめのことである。それに対する「大学」側の反

衛手段を奪うものと見做していたこと。「Quasi lignum vitae」を遵守しなかったがために、「大学」構成員はオル と(「大学」の解体)。彼らはまた、「Quasi lignum vitae」中の講義停止に関する規定を、「大学」の最大の自己防 無効であると主張したこと。そして、教皇に破門の取り消しを要求し、托鉢修道会士の「在俗教師共同体」への復帰 師、学生は、托鉢修道会士の「大学」への復帰を拒否したこと。彼らは自らの意志によって「大学」から離脱したと レアン、オーセール両司教によって破門されたが、彼らはその破門が彼らによる「大学」解体後に下されたもので、 六月以降「大学」のとった行動を「Radix amairtudinis」に則して記せば、次のごとくである。パリの〔在俗〕教

ルシタス」の構成員が一致して彼らの構成する「ウニヴェルシタス」を離脱し、その存在を消滅させる例は、この一 こうした事実経過のなかで、我々の関心からしてまず取り上げられるべきは、 「大学」の解体である。「ウニヴェ

パリ大学における托鉢修道会問題(承前)(大嶋)

を強要しないよう要請したこと。

に敬意を表しつつも、我々の権利を行使し、彼ら〔ドミニコ会士〕をも成員とする societas から分離することを宣 個々に「大学」を離れた。我々は、「大学」の恩典と特典とを放棄し、貴下〔アレキサンデル四世〕の権利と命令と amaritudinis」のなかで彼らは次のように述べているのである。≪我々は、自分たちに認められていることとして、 二五五年のパリ「大学」の例が唯一のものであり、いかなる法規定も、かかる例を予期してはいなかった。我々は、 「大学」の在俗教師と学生が、「大学」の解体を自分たちの権利と 考えていたことに 留意すべきであろう。「Radix

ない集会に、彼らが暴力的に入りこまないこと、これらを除いて、我々は彼らに何物も望まない。≫ これらの文面 からすれば、在俗教師のいう「大学の解体」は托鉢修道会士をその構成員に含まない、共同体の存在を意味するもの もつととを禁じることはない。彼らはそうすることを望み得るし、そうすることができる。……彼らが我々を都市の は、societas は構成員の友愛 amicitia によって結合されているのであって、何人もその者の意に反して societas に を形成することを拒否する。《我々は、彼ら〔ドミニコ会士〕が講座を保持し、在俗、律修のいかんを問わず学生を 加入し、 そこにとどまりつづけるよう 強制されることはない。彼らは、彼らと 共同歩調をとらぬ 者と同一の共同体 一個に平穏のうちに置いてくれること、我々の家や学校、あるいは在俗教師といえども慫慂されぬことなく列席し得 「大学」構成員のとうした権利宣言は、彼らの共同体観の鮮明な表明と対をなしている。彼らの主張するところで

在俗教師との比率から、講義停止を決行するのに必要な三分の二以上の同意は得られないと考えられたからである。 いた。 彼らは、 その規定に従えば「大学」が「大学」の名において 講義停止 という特権と行使できなくなると考え た。何故ならば、少なくとも神学教師団においては、教師の中に占める托鉢修道会士とパリ司教座聖堂付参事会員と パリ「大学」の教師と学生は、「Quasi lignum vitae」中の講義停止の実行の手続を定めた規定につよい危惧を抱

それ故、彼らは講義停止特権の空洞化の危機にあたり、パリを去ることを示唆したのである。 に便宜を与え、その見返りとして「権威」が利益を得るという性格のものであると、在俗教師たちは認識していた。 「大学」が「大学」の名において享受する諸特権は、ちょうど市場特権のように、そこに参集する教師、学生の滞在

(三) アレキサンデル四世の対応

をもって「Radix amaritudinis」に答えた。 アレキサンデル四世は、 一二五五年一二月に発した四通の教勅(それらはいずれもパリ「大学」に宛られたものではない)

従わない教師と学生を<名指し>で破門に処するよう、上述の二司教に命じた。 な輩がパリの教師や学生の中にいるが、彼らの行為は破廉恥行為であると述べ、ついで、「Quasi lignum vitae」に びオーセール司教にも教勅を送った。そのなかで教皇は、「Quasi lignum vitae」に定められた規定を無視する不孫 vitae」を認めることが、教授免許を交付されるための決定的な条件となったのである。それを認めることは、言うま を拒否する教師団に加入し得ないことを意味した。一二月七日には、アレキサンデル四世は、さらにオルレアンおよ でもなく、教皇の権威が「大学」の決定の上位にあることを承認することを意味し、また、「Quasi lignum vitae」 に従えば、「大学」の 教師が教授免許授与にさいして 有する 教師適性諮問権は 機能しなくなる。「Quasi lignum 交付してはならない旨、命令した。同日付で、同内容の命令を聖ジュヌヴィエーヴ修道院長に発した。との教皇命令 一二月七日、教皇はパリのカンケラリウスに対して、「Quasi lignum vitae」を遵守しようとせぬ者に教授免許を

を弄して別の共同体を形成しようとしているが、パリの教師、学生は教皇の命令を受け入れ、遵守せねばならない、 タムールを中心とする一部の 教師と学生がドミニコ 会系神学教師 の「大学」 復帰を拒むべく「大学」を去り、術策 一二月一〇日、教皇は再度、オルレアン、オーセール司教に宛て教勅を発した。教皇はまず、ギョーム・ド・サン・(ダ)

もとづいて下された破門宣告に対する異議を却下したのである。 いパリの他の教師・学生の beneficium も停止されるべきことを命じた。さらに教皇は曰「Quasi lignum vitae」に てから二週間以内にそうしない場合には、彼らの officium と beneficium を停止すべきこと、臼教皇の命令に服さな と、问ギヨーム・ド・サン・タムールや他の神学教師が、ドミニコ会所属の神学教師の「大学」復帰命令を受け取っ と述べた。ついで両司教に対して、ſイギヨーム・ド・サン・タムールを中心とする教師・学生の動静を調査すべきこ

societates は存在し得ない。 うところの「大学」構成員なのであり、「大学」の法に従わねばならない。教皇によれば、パリには複数の「大学」(22) オ」に拠っていたと考えられる。アレキサンデル四世の見解に従えば、その「ナチオ」の構成員と言えども教皇のい societas を離脱した者であっても――の集合体と解されねばならない。「Radix amaritudinis」には、四「ナチオ」 在住するすべての 教師・学生――彼らがどの ような 団体あるいは 集団に 属していようとも、 また「大 学」と いう 解していたかを知らしめる 文章を含んでいる。 アレキサンデル四世によれば、 パリ「大学」という表現は、 の印璽がおされていたことからして、「大学」を離脱した教師と学生は、「大学」とは別個な法的存在である「ナチ 一二月一○日付のこの教書は、こうした事項を記載しているとともに、教皇がパリ「大学」を制度としていかに理 パリに

consortium に受け入れるよう命じた。 教皇は、 教皇自身がパリの ストゥディウム の教師人事に直接介入し得るこ(ク) とを誇示したのである。 で、 教皇はパリの神学教師となるシトー会士ギ・ド・ローモヌ Gui de l'Aumône の教師適性審査を教皇庁におい て二人の枢機卿の下で行ない、 教皇自身が教授免許を交付し、 パリの神学教師に対して ギ・ド・ローモヌ を彼らの 「大学」の命令の撤廃を命じ、二月一七日には、その分担金未支払いのため破門された者の赦免を命じた。その一方 一二五六年一月二八日、教皇は教皇庁に派遣した procuratores の活動費の分担金支払いを教師、学生に強制した

(四) 仲裁協定(一二五六年二月—三月)

とする企てが、フランスの高位聖職者とルイ九世の手によって なされた。 それは、 一時不調に終ったもののブルジ ュ、ルーアン、サンス、ランスの四大司教が確認した仲裁文書が一二五六年三月一日付で出された。 こうした状況のなかで.一二五六年二月、パリ「大学」の紛争の当事者、在俗教師とドミニコ会とを和解させよう

予を求めた。しかし、高位聖職者はそれを拒否し、仲裁活動は失敗した。 要請した。一方、在俗の学徒はドミニコ会士の「大学」加入は強要されない旨を主張し、善後策を検討するために猶 の命令にもとづいてではなく、jus commune にもとづいて自分たちが「大学」に受け入れられるよう文書をもって ルの証言のみである。それによれば、当事者双方とも仲裁をうけ入れることを約束していたが、ドミニコ会は、教皇の証言のみである。それによれば、当事者双方とも仲裁をうけ入れることを約束していたが、ドミニコ会は、教皇 ところで、仲裁活動が一時不成功に終ったことについて言及している史料は、唯一、ギョーム・ド・サン・タムー

意なくして我々の修学者共同体 societas scolastica に受け入れられることはない、との言葉や、エセ説教者のしる しは、都市や共同体に、それらの構成員の意に反しても、受け入れられようとするところにある、という表現のなか(®) societas は強制によってではなく、 自由意思と自発性 によって成立するが故に、彼は〔ドミニコ会士〕は我々の同 に引用した「Radix amaritudinis」中の言辞に みられたものであり、 さらに、 ギョーム・ド・サン・タムールの、 故、或る者が当該団体の構成員たり得るか否かを決定する権限は構成員にある、との見解に立つのである。これは先 語源論的に理解した。すなわち、任意団体は、その構成員の意思 voluntas によって構成されているのであり、それ taria としてのパリ「大学」をいかに理解するかをめぐって行なわれた。在俗教師、学生は、 societas voluntaria を この間の両者の主張をミショー・カンタンは次のように論じている。彼によれば、両者の論議は societas volun-

る。この理論に立脚するドミニコ会士は、教師、学生の「共同体」がパリに存在するならば、パリの教師、学生はそ り、これは causa necessaria なのである。他の一つは、 構成員個々のイニシアチヴが主として 機能することによっ 語<voluntarius>の解釈について、在俗教師、学生と見解を異にしたのである。ドミニコ会士は「ウニヴェルシタス」 の者がいかなる者であれ、その「共同体」に参画することを jus commune は承認する、 との結論に到達すること て構成員が共通の活動に従事することに基盤をおく causa personnalia であり、それが causa voluntaria なのであ める causa は二つある。一つは、同一地域に居住し、日常的な必要に対処することに基磐を置く causa realia であ に関するインノケンチウス四世の法理を援用した。彼によれば「ウニヴェルシタス」を「ウニヴェルシタス」たらし 方、ドミニコ会側は societas voluntaria を法的な意味で理解した。彼らは集 合 体を意味する名辞を修飾する

在俗教師、学生の赦免を教皇に要請するとと。(ハドミニコ会系教師は、教師職にある他の修道会士、司教座聖堂参事 会系教師、学生に敵対する規約と定めぬこと。また、彼らの societas 入会を断固拒否した宣誓を撤回すること。 めド 教師の指導下にある学生は、ドミニコ会系教師、学生の societas に受け入れられる。 臼在俗教師、 学生はドミニコ societas とは永久に分離される。但し、後者が自発的に迎え入れる場合は除く。 ハドミニコ会に 所属する神学教師 二講座をこえないこと。 仰ドミニコ会士である 教師は講座担当教師であっても そうでなくても、 在俗教師・学生の(&=-*) 会員の societas に受け入れられることを得、これは、在俗教師の関知するところではない。 ミニコ会は、当該仲裁事項に反する命令を放棄し、ドミニコ会士を「大学」に受け入れることを拒否して破門された の指導下にある学生は、その者がドミニコ会士でなければ、在俗教師、学生の societas に受け入れられ、 また在俗 三月一日付の仲裁文書ではパリ「大学」の組織について次のような事項が確認された。⑴ドミニコ会の神学講座は

三月一日付の仲裁協定が、在俗教師側の主張する societas voluntaria 論を大節において 承認したことは明らかで

あり、パリのストウディウムに、複数の societas が存在する可能性を認めたのである。(8)

うよう義務づけられた一般立法なのである≫と。ローマ教皇はパリのストゥディウムの法の上での支配者であること(&) 汝ら〔ドミニコ会士たち〕に対する好意にもとずいて定められた特別立法ではなく、パリのすべての教師、 lignum vitae」に反するものであり、そこに定められた規定を無視することは、教皇に不正を働くことであると述べ を鮮叨に宣したのであり、ストゥディウムの立法者の関知せぬところでなされたその改組が承認されることはあり得 ドミニコ公聖ジャック修道院長に宛た七月一日付書簡のなかで次のように述べた。《これまでに発せられた諸規定は、 定事項が、パリ「大学」の支配者、立法者たらんとする教皇の権威を侵犯したからである。アレキサンデル四世は、 月一日付仲裁協定は、パリのストゥディウムにシスマをもたらすものであった。第二には、仲裁協定成立の経違、決 によって、カトリック教育、学問の領域の頂点に立つ、知的源泉として育成することにあった。教皇庁にとって、三 パリ「大学」政策と言われるものは、パリのストゥディウムを構成する教師、学生の共同体化を保護、 れがパリのストウディウムに複数の修学者協同体の存在を認めているからである。一三世紀初頭以来、 た。アレキサンデル四世にとって、仲裁協定は二重の意味で容認しがたいものであったと考えられる。一つには、その 六月一七日付パリ司教宛の教勅において、アレキサンデル四世は三月一日付仲裁協定について、当該協定が「Quasi 歴代の教皇の 援助すること 学生が従

彼らの教育活動を妨害する者も厳罰に処するようパリ司教に命じた。 (g) dignitas の剝奪を宣し、 師 オーブ Nicolas de Bar-sur-Aube、 クレチアン・ド・ボーヴの四名の名を挙げ、 彼らの beneficium と聖職者の 六月一七日付パリ司教宛教勅は、 学生の首謀者として ギヨーム・ド・サン・タムール、 ウード・ド・ドゥエ、 ニコラ・ド・バール・シュール 彼らが教鞭をとることを禁止した。そして、托鉢修道会士の「大学」への入会に反対する者、 仲裁協定を否定するとともに、 教皇命令の遵守を命じ、 教皇命令に 服さない教 なかった。

ェを投獄するようルイ九世に要請したのである。 日、上述の四名の首謀者を王国から追放すること、とくにギョーム・ド・サン・タムール、クレチアン・ド・ボー け入れられるよう努力すべきこと、教皇の定めた規定に反するすべての決定は無効である旨命じた。 また 教 皇(**) 六月二七日に、アレキサンデル四世は再びパリ司教に対して教勅を送り、托鉢修道会系教師、学生が「大学」に受

はなおも戦いの継続を約束するが、その年の秋以降、在俗教師、学生の抵抗も終息の方向にむかった、と考えられる。 『De Periculis novissimorum temporum』を断罪され、その後、故郷へと追放されたのである。(②) 一〇月には、「大学」側の首謀者と名指された者のうちウード・ド・ドゥエとクレチアン・ド・ボーヴェの両名が、 「大学」の解体ならびに逃散に組しないことを誓ったのである。 また、 ギョーム・ド・サン・タムール は その著書 「Quasi lignum vitae」に同意すること、トマス・アクィナス、ボナヴェントゥーラの「大学」加入を認めること、 七月末、サンス、ランス両大司教区一七司教による二度目の調停工作も失敗する。ギヨーム・ド・サン・タムール

E

- (51) C.U.P., no. 244, p. 276-277.註(42)参照。
- (S) McKEON, op. cit., p. 658
- (3) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 590.
- (5) C.U.P., no. 247, p. 279-285. Cf. WYNGAERT, op. cit., p. 382-383.
- (5-a) C.U.P., no. 247, p. 282, lignes 29 p. 283, lignes 15
- (5---) *I bid.*, p. 283. lignes 32-38.
- (5-c) *I bid.*, p. 283. lignes 38 p. 284. lignes 1-9
- (더) Ibid., p. 284: Sane si super observantia hujus statuti de lectionibus suspendendis et ejus quod premittitur, videlicet de secretis et consilii Universitatis minime revelandis, aliquam obligationem videritis deliberatione provida

rum, videlicet canonistarum, physicorum et etiam artistarum, suum super hoc voluerint prestare consensum, id partes magistrorum theologice facultatis et eodem modo due partes magistrorum singularium facultatum reliquastatuendam, qua tam presentes magistri quam posteriad ea explicite ac specialiter astringantur, vobis dummodo due faciendi liberam concedimus facultatem

- (5-e) *Ibid.*, p. 284, Ilgnes 33- p. 285, lignes 5.
- (5) DUFEIL, op. cit., p. 154.
- (%) C.U.P., nc. 249, p. 286-287.
- (5) *Ibid.*, no. 248, p. 285-286.
- (3) Ibid., no. 256, p. 292-297.Cf. P.KIBRE, Scholary Privileges in the Middle Ages, Cambridge, Mass., 1962, p.
- (5) MICHAUD-QUANTIN, *Universitas*,p. 212-213. (彼はまた、「ウニヴェルシタス」の消滅は、監督能力を有する権威者 autorité compétente が当該「ウニヴェルシタス」を不当であるとして 禁止する場合、あるいは「ウニヴェルシタス」の構成 員が消滅してしまった場合にのみ起こり得た、と言う。
- (\mathfrak{S}) C.U.P., no. 256. p. 293; a predictis collegio et consortio, sicut nobis a jure conceditur, sigillatim discessimus, ipsius Universitatis beneficiis et privilegiis renunciantes expresse, et sic renunciando juri nostro sine juris et mandati taire. p. 592 vestri offensa societatem eorum per viam juris duximus declinandam, Cf. MICHAUD-QUANTIN, Le droit universi-
- (G) C.U.P., no. 256, p. 293:.....attendentes etiam quod societas non per violentiam solet, sed per amicitiam copulari; considerantes nichilominus quod secundum juris norman in communionem aut societatem nemo compelli potest vel detineri invitus
- (3) Ibid., no. 256 p. 294.: ut conqueri solent, non prohibeamus eos quominus tot scolas habeant et scolares, sive posteriores existant. Nos enim nichil ab esi exigimus, nisi ut nos ex una parte civitatis patiantur pacifice et de secularibus sive de regularibus, quot habere volunt et possunt, nec quominus privilegiis nostris omnibus tam ipsi quam eorum auditores gaudeant, quemadmodum et nos ipsi in nullo etiam volumus, ut nobis inferiores aut

conveniunt, sicut nec consuetum extitit, nobis invitis se ingerant violenter quiete, nec ad domos aut scolas nostras seu etiam ad conventus nostros, in quibus magistri non nisi

- 田中峰雄「パリ大学の対修道者闘争とフランチェスコ会」、一九二・一九三頁。
- (4) C.U.P., no. 256, p. 292 (6) 「大学」の解体が実際に行なわれたかどうかについて、レフ、デュフェイユ、マッキーンらの研究者はともにそれに否定的で കര° Cf. Rashdall, op. cit., p. 384 ; Leff, op. cit., p. 46-47; Dufell, op. cit., 171; McKEON, op. cit. p. 663-664
- (6) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 593. C.U.P., no. 256, p. 296.
- (%) C.U.P., no. 259, p. 298-299.
- (6) *Ibid.*, no. 260, p. 299.
- (%) *Ibid.*, no. 261, p. 299-300.
- *Ibid.*, no. 262, p. 300-301.
- (\Re) loc. cit.,: Cum etiam Universitatis nomine in prefata ordinatione nostra sepius repetito intelligamus et velimus continet, pariter obligari. intelligi omnes magistros et scolares morantes Parisius, cujuscumque societatis seu congregationis existant, constat tam supradictos recedentes ab Universitatis collegio, quam in ipso etiam remanentes ad omnia que ordinatio nostra
- (71) Cf. MICHAUD-QUANTIN, Universitas, p. 55. 彼は次のように述べている。一三世紀中葉、托鉢修道会問題が起とったさ を形成した。なお「ナチオ」については、拙稿一六一頁および註(71)—(75)を参照。 い、例外的なケースとして教師団 corps professoral が法的に消滅したが、 その時には、「ナチオ」に集合した学生が「大学」
- (A) C.U.P., no. 263, p. 301-302 (72) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 594. ミショー・カンタンはさらに、こうした状況は、同時代の数多くの collectivité が存在していた状况、すなわち、都市の住民は commune に所属せねばならず、 都市である職業に就こうとする 者は、手工業者であれ、商人であれ corporation に属さねばならなかった、という状況と同一であった、と指摘する。
- (辛) *Ibid.*, no.267, p. 304.
- (5) *Ibid.*, no. 265, p. 302-303, cf. M. T., no. 360.

- 76) この間の事実関係は錯綜しており、詳しくは以下を参照されたい。 Le Nain de Tillemont, Vie de saint Louis, t. VI. de Paris (21-27 mai 1970), Paris, 1976, p. 286. および次註(7)の引用文献。いずれにせよ、仲裁活動の中心は、 de Paris, 1245-1270) dans Septième centenaire de la mort de saint Louis, Actes des Colloques de Royaumont et 83.; DUFEIL, op. cit., p.203-204.; Idem., Le roi Louis dans la querelle des Mendiants et des Séculiers (Université する三二司教から成る会議であったとの史料的根拠は管見の限り見当らない。 そのパリで開催された地方教会会議の関係者であったが、その会議が四大司教区(サンス、ランス、ルーアン、ブルジュ)に属 éd. par J.DE GAULLE, Paris, 1851 (réimprimée, New York, 1965), p. 182-185; Mansi, vol. XXIII, col. 917-920. ; HEFELE-LECLERCQ, Histoire des Conciles, t. IV, Ière partie, Paris, 1914 (réimprimée, Hildesheim, 1973), p.82-
- (E) Les «Responsiones» de Guillaume de Saint-Amour, éd. par E.FARAL, dans Archives d'Histoire doctrinale et littéraire du Moyen Age, t. XVIII (1951),(以下、Responsiones と略記する)、p. 345-346
- (智) MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 596. ねよら Universitas, p. 211
- (名) Responsiones, p. 345.: Primo dixit eos (Fratres) non esse admittendos ad societatem nostram scolasticam, nisi 闘争とフランチェスコ会」一九三頁参照。 de voluntate nostra, quia societas non debet esse coacta, sed voluntaria et gratuita;田中峰雄、「パリ大学の対修道者
- (S) Responsiones, p. 350. : Item, dixit in sermone Ascensionis Domini quod signum falsorum praedicatorum est quod volunt recipi in aliqua civitate, vel castro, vel societate, contradicentibus illis qui sunt de societate illa.
- (81) 註(78)に同じ。なおここでは、jus commune は、ミショー・カンタンに従って、droit commun と理解した。
- (8-a) C.U.P., p. 304, lignes 5-6.

(ℜ) C.U.P., no. 268, p. 304-305. Cf. Mortier, op. cit., p. 422

- (⊗-△) *I bid.*, p. 304, lignes 6-8. (‰− \circ) *Ibid.*, p. 304, lignes 9-13
- (\Re — \lnot) *I bid.*, p. 304, lignes 13 p. 305, lignes 3.
- (8-0) *Ibid.*, p. 305, lignes 4-7. (2-f) *I bid.*, p. 307, lines 7-9
- パリ大学における托鉢修道会問題(承前)

- 〈8〉 この仲裁は、田中氏が述べるごとく(「パリ大学の対修道者闘争とフランチェスコ会」一九○頁)、ドミニコ会の神学研究と 教育とを修道院内に限定することになるのであろうか。パリに複数の教師・学生の共同体が並存することがこの仲裁によって可 る者が形成する societas の分離、並存にあった。 能となったのであって、ドミニコ会の研究、教育活動は変更を蒙ることはなかったと考えられる。問題は教育と研究にたずさわ
- (84) C.U.P., no. 280, p. 319. なお、三月から六月までの間にアレキサンデル四世がパリ「大学」の問題に関してとった措置に 315. を参照。 へいいせ、Ibid., no. 269, p. 305-306, no. 270, p. 306. no. 271, p. 307-308, no. 272, p. 308-309, no. 275, p. 314-
- (5) Cf. E.GILSON, La philosophie au Moyen Age, 2e éd., Paris, 1962, p. 394-397.; J. VERGER, op. cit., p. 32.
- (%) C.U.P., no. 284, p. 327. Cf. MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 597.
- **87** C.U.P., no. 280, p. 319-323.
- 88 Ibid., no. 281, p. 323-324.

89

Ibid., no. 282, p. 324-325

90 Responsiones, p. 356. (43).

91

C.U.P., no. 293, p. 338-340

- Ibid., no. 288, p. 331-333. KIBRE, op. cit., p. 112-114

む す び

我々は結論として次のような知見を得ることができる。

成員の自由意思にもとづくものである、と主張した。 学」はそれらの権利の行使が、完全に「大学」の掌中にあると理解した。また、「大学」の団結権そのものがその構 托鉢修道会士の地位をめぐって繰りひろげられた対立は、パリ「大学」の裁治権と自己規制権を発動せしめた。「大

う。また我々は、この間の教皇の「大学」論が、「ウニヴェルシタス」一般に適用され得る法理にもとづいていたと 教皇 (とりわけアレキサンデル四世) の施策は、 パリ「大学」を教皇の権威と法とに 服させるものであったと 解され よ ヴェルシタス」の形成を援助するという性格をももつものであったのと比して、托鉢修道会との対立事件に介入した 団体ではあり得ず、教皇の権威と教皇の定める「法」に服さねばならぬと主張し、現実に、それを「大学」に課した なされ得るものではなく、教皇の監督権の対象となることを示した。そして教皇は、「大学」といえども完全な自治 とをみた。これらの上に立って、いわゆるパリ「大学」の教皇庁直属化が行なわれカトリック教会内の一制度として のである。ロベール・ド・クールソンの規約や「Parens scientiarum」を通しての教皇の「大学」への介入が「ウニ この托鉢修道会問題に介入した教皇は、パリ「大学」側の権利そのものは認めつつも、その権利の行使が無制限に

のパリ大学の地位が定まることになったのである。

る、 第二に、「ナチオ」についてである。「大学」解体にさいし、パリのストゥディウムに存在した団体は「ナチオ」の る。現に、四「学部」の名を記する最初の「大学」側の史料は、一二五四年二月四日付の「マニフェスト」である。 の在俗教師の結束が強力に発揮された、托鉢修道会との対立が、 その要因となったであろう、と考えられることであ て、次の点を指摘できよう。一つは、「学部」の成立、四「学部」併存の時期を一二五〇年以降に求めるとき、パリ 托鉢修道会問題が「大学」の組織に与えた影響については、ラッシュドールをはじめとする先人の研究につけ加え 自由意思 voluntas にもとづく 団体は「ナチオ」において 具現されたと言えよう。「大学」そのものは 修道士 「大学」構成員の 個人的な生活の 便宜のために形成した団体であり、その 意味では、在俗教師・学生が 主張す 「Radix amaritudinis」ならびに一二五四年の仲裁文書に押印したのは四「ナチオ」であった。先に述べ 「ナチオ」は「大学」とは法的に次元を異にしているが、自由科の活動の実体を担っていた。そして、本

「ナチオ」は、修道会士がその一員となることを望まなかったにせよ、彼らを拒否しつづける

をうけ入れた。だが、

のである。

パリ「大学」において、托鉢修道会士との制度史的対立と並行して、彼らと在俗教師との間に、托鉢修道会の存在

形態・活動形態をめぐって論争が展開される。それについての考察は他日を期したい。

 $\widehat{94}$

(3) Cf. F.Olivier-Martin, L'organisation corporative de la France d'ancien régime, Paris, 1938, p. 13. 森洋、前掲論文

(5) RASHDALL, op. cit., p. 392. MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire, p. 599.